

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年4月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100491号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200010号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月16日は16万7,000円、平成24年8月10日及び同年12月17日は17万円、平成25年8月12日及び同年12月16日は16万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月16日
② 平成24年8月10日
③ 平成24年12月17日
④ 平成25年8月12日
⑤ 平成25年12月16日

請求期間に係る賞与の記録がないが、当該期間に賞与を支給され賞与から厚生年金保険料を控除されていた。賞与振込口座の預金通帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は当該期間において同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいず

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万 7,000 円、請求期間②及び③は 17 万円、請求期間④及び⑤は 16 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100469号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200009号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年8月
② 平成20年12月
③ 平成21年8月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年8月

請求期間においてA社に勤務し、賞与の支払いを受け厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間に係る賞与の記録がない。賞与の支給や保険料控除が確認できる明細書や預金通帳は保管していないが、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与について、当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答している。

また、請求者の上記請求期間当時の住所地であるB市は、請求期間①から⑤までに係る社会保険料控除額が確認できる資料は保存期間経過のため提供できないと回答している上、請求者が賞与の振込先であったと陳述したC銀行D支店から提出された預金元帳にはA社から請求者の口座に賞与が振り込まれた記録はなく、請求者が賞与の振込先であった可能性があるとして陳述したE銀行F支店及びG銀行H支店のほか、同社の取引先金融機関であるI銀行J支店、K銀行L支店、M信用金庫N支店、O信用金庫P支店及びQ信用金庫R支店に照会を行ったが、いずれの金融機関も請求者の請求期間①から⑤までにおける振込履歴については保存期間経過又は同社との給与振込契約がないとの理由により提供することができない旨回答しており、請求者の請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100566号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年10月1日から平成3年9月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」の「標準報酬月額の月別状況」によると、請求期間の標準報酬月額が「80千円」と記録されているが、当時の報酬は100万円であったと記憶しているので、実際の報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

国の記録によれば、請求者に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成2年10月から平成3年9月までの期間、当初53万円(請求期間における最高限度額)と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成3年9月30日)以降の平成3年11月26日付けで、平成2年10月及び平成3年10月の定時決定の記録を取り消し、標準報酬月額を8万円へ引き下げる減額処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、A社の閉鎖登記簿謄本により、上記減額処理が行われた日を含め、同社が法人登記されている全期間において代表取締役であることが確認できる上、国の記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間において事業主であることが確認できる。

さらに、請求者は、自らがA社のオーナーであり、社会保険事務及び経理事務の責任者であると認めている上、請求期間当時、同社において社会保険料の滞納が生じたため、自ら社会保険事務所(当時)の担当職員と滞納保険料の処理について相談したが、当該保険料の納付はできなかった旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の記録訂正について責任を負う立場にありながら、上記減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないことから、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。